

# 下関市における自家用有償運送「生活バス」の取組み

山口県下関市

## 1. 下関市について

本市は、本州の最西端に位置し、三方を海に開かれた豊かな自然と歴史に恵まれた海峡都市です。平成 17 年 2 月に 1 市 4 町が合併し、交流をキーワードにまちづくりに取り組んでいる中核市です。人口は、約 29 万人、面積は東京 23 区の 1.2 倍に及ぶ約 7 1 6 km<sup>2</sup>であり、長い海岸線を誇ります。合併により、高度な都市機能を持った市街地と良質な温泉や自然に満ちた地域がひとつになったことで市としての魅力がさらに増したところです。

この広い市域でそれぞれの特性を生かしながら、さらなるまちづくりを進めていくため、総務省の推進する「定住自立圏構想」に取り組むこととしました。この構想は、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力しながら暮らしに必要な諸機能を確保し、地域全体の活性化を図るものです。本市では合併した 1 市 4 町の 5 地区による「合併 1 市圏域」のかたちで定住自立圏を形成していくこととし、他の団体に先行して定住自立圏の実現に取り組む「先行実施団体」となりました。

平成 21 年 2 月には「下関市定住自立圏中心市宣言」を行い、中心市街地の整備・賑わいの確保など、住民の生活を受け止める高次な都市機能を充実させていくべき旧下関市地域と、生活を守る上で必要不可欠な、生活交通の維持確保、地域間の情報格差解消など、生活機能の整備を必要とする旧 4 町地域の住民を、融和、共生させ、「定住」のための、暮らしに必要な諸機能を確保すると同時に、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域の形成を目指すこととしています。

この「下関市定住自立圏中心市宣言」のなかでは、圏域内での結びつきやネットワーク強化の具体的事業として、地域公共交通の維持確保を位置づけており、こうした取組によりさらなる地域活性化を目指しているところです。

## 2. 下関市の交通の概要

### (1) 市全体の現況

本市は、特定重要港湾である下関港があり、国内はもとより、アジア諸外国との海上輸送の拠点として発展してきており、鉄道交通につきましても、山陰線と山陽線の結節点として鉄道交通の要衝となっています。また、離島を結ぶ航路、路線バスや、交通不便地域を対象とした市が行う市町村運営有償運送など、市民の移動手段となる各種公共交通が整備されています。

公共交通のうち、バスの利用状況については緩やかな減少傾向にあり、利用者の減少については、自家用自動車の普及のほか、人口の減少などが要因となっているものと推測されます。

### (2) 下関市が実施する生活バスについて

そのような現況において、今後、少子・高齢化が一層進むと予想されるなか、市の交通不便地区で運行している市町村運営自家用有償運送（道路運送法第79条登録）である「下関市生活バス」については市民生活に必要な移動手段として重要度が増してくるものと思料されます。生活バスは、合併前の地域で運行されていた「生活福祉バス」がベースとなっています。一部地域では、合併前は、「へき地患者輸送」という移動手段しかなかったため、生活バスの導入により誰でも乗れる地域の移動手段を確保することができました。



菊川地域の生活バス

### (3) 「下関市生活バス」の主な取組み

#### ①平成 19 年度に、下関市公共交通整備検討委員会を設置

市全域を対象とした総合的なバス交通整備計画の策定を検討

#### ②平成 20 年 2 月「下関市バス交通整備計画」策定

#### ③平成 20 年 3 月「下関市地域公共交通総合連携計画」策定

試行運行に係る経費は、その一部を、連携計画に基づいて、地域公共交通会議が申請する「バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業」の国庫補助を活用しています。

#### ④試行運行(現在実施中)

②に基づき平成 20 年度から平成 21 年度の 2 ヶ年にわたり試行運行を行い、その運行内容について、地域の状況に即した効率的な運行形態の確立をめざし、住民アンケートや事業者ヒヤリングなどの意見集約。

#### ⑤本格運行…平成 22 年度を予定

### (4) 今後の取組み

市生活バスの運行については、効率的な形態を維持するため、PDCA サイクルに則り、定期的に運行形態を見直す予定としており、見直しにより廃止された区域や市全域の交通不便地域については、新たな移動手段確保の施策が求められ、行政・住民や交通事業者で構成する新たな仕組みが必要となります。

この新たな仕組みにつきましては、利用者である市民が計画策定に積極的に参加すると共に、交通事業者は運行主体としての役割を負い、行政は情報提供など側面支援を行うことでそれぞれが協働し、これからの地域の新たな移動手段を作り上げていくもので、本市の一部地域において、こうした取り組みにより、住民組織が主体となり、市とタクシー事業者との協働により計画されたコミュニティ交通（乗合タクシー）が、地域の新たな交通として平成 21 年 3 月より試行運行を開始しています。



豊北地域栗野でのコミュニティタクシー

### 3. おわりに

今後、定住自立圏構想を推進する過程において、低廉で高齢者等も容易に利用できる公共交通機関や、環境にやさしい移動手段について更なる検討をしていく必要があるものと考えています。

下関市総合政策部交通政策課

〒750-0005

下関市唐戸町4番1号カラトピア4F

TEL：083-231-1481

Email：sskotsus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp